

## 第二次環境基本計画の第 2 回点検の進め方について（案）

## 1. 環境基本計画の点検スケジュールについて

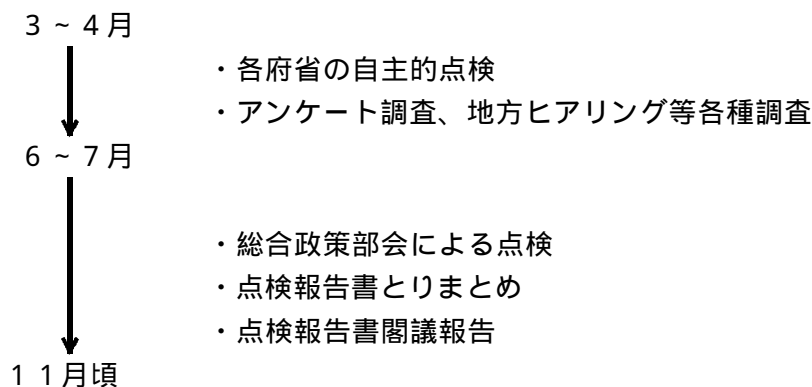
各府省の自主的 point 検を踏まえた中央環境審議会の点検を実施すること、各個別計画の点検との整合を図ることを考慮し、総合政策部会における点検は、夏以降に本格的審議を行い、年内に点検報告書を取りまとめる。 [別紙 1 参照]

各府省の自主的 point 検及び各個別計画の点検スケジュールとの関係から、総合政策部会における点検を、これまでの 4～7 月から 8～11 月程度に変更する。

この変更により、各府省の自主的 point 検、個別計画の点検、各種統計データなどを効果的に点検作業へ反映できる。 また、点検結果の環境保全経費への反映などをより効果的に実施できる。

各府省の自主的 point 検は、年度明け前後から開始し、夏までに取りまとめを行う。

この結果は、各府省がそれぞれ翌年度予算の概算要求作業へ反映することも可能。



（参考）環境基本計画の進捗状況の point 検結果について（平成 14 年 7 月 中央環境審議会）

まとめ（次回の point 検に向けて）

次回の point 検においては、各府省の自主的な point 検結果を踏まえて中央環境審議会の point 検が実施できるよう、各府省は早急に環境配慮の方針を策定する必要があります。環境基本計画の見直しから 1 年半が経過し、新・生物多様性国家戦略が策定され、循環型社会形成推進基本計画の検討も進められています。これら個別の計画などの効果的実施のためには、その進捗状況の point 検が重要となりますが、そうした point 検と環境基本計画の point 検との連携など、point 検の進め方についても検討が必要です。

## 2. 重点点検項目について

戦略的プログラムのうち、以下の5項目を重点点検項目とする。

- ・戦略的プログラム1：地球温暖化対策の推進
  - ・戦略的プログラム3：環境への負荷の少ない交通に向けた取組
  - ・戦略的プログラム4：環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組
  - ・戦略的プログラム6：生物多様性の保全のための取組
  - ・戦略的プログラム8：社会経済の環境配慮のための仕組みの構築に向けた取組
- (・戦略的プログラム2：物質循環の確保と循環型社会の形成に向けた取組)

点検項目は、環境基本計画の11の戦略的プログラムを基本とし、次期計画見直しまでに、主要項目すべてを点検できるようにバランスに配慮する。

継続的にその進捗状況を把握することが重要な項目については、第1回点検に引き続き点検項目とする。

戦略的プログラムの環境6分野のうち、第1回点検で対象とならなかった「環境への負荷の少ない交通に向けた取組」、「環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組」を対象とする。

主要課題である「地球温暖化対策の推進」、「物質循環の確保と循環型社会の形成に向けた取組」、「生物多様性の保全のための取組」のうち、「地球温暖化対策の推進」は、地球温暖化対策推進大綱に基づく点検結果を、「生物多様性の保全のための取組」は、新・生物多様性国家戦略に基づく点検結果を活用することとする。

「物質循環の確保と循環型社会の形成に向けた取組」は、循環型社会形成推進基本計画（平成14年度内策定予定）について報告を受ける。

第1回点検において、多様な政策手段の適切な活用に関する指摘がなされたことから、「社会経済の環境配慮のための仕組みの構築」を点検項目とする。

### (参考) 第1回点検の重点点検項目

- ・戦略的プログラム1：地球温暖化対策の推進
- ・戦略的プログラム2：物質循環の確保と循環型社会の形成に向けた取組
- ・戦略的プログラム5：化学物質対策の推進
- ・戦略的プログラム6：生物多様性の保全のための取組
- ・戦略的プログラム7：環境教育・環境学習の推進

### 3. 中央環境審議会の点検の進め方

#### (1) 総合政策部会における点検内容

総合政策部会による環境基本計画の点検は、大きな方向性についての議論を中心として、各分野の詳細な事項の点検までは行わない。

詳細な点検は、各府省の自主的点検及び各個別計画の点検により行うこととし、それぞれの役割を分担する。[別紙2参照]

各府省の自主的点検が実施されること、いくつかの分野で個別計画が策定されそれぞれに点検が実施されることから、総合政策部会による基本計画の点検は、大きな方向性についての議論を中心として、各分野の詳細な事項の点検までは行わない。具体的には、環境基本計画の戦略的プログラムの中の「目標」や「施策の基本的方向」に基づき、総合的観点から点検を行うイメージ。

一方、各個別計画での点検は、各計画の個別の施策の実施状況までを対象とする。具体的には、戦略的プログラムの重点的取組事項及び施策体系に沿った点検を行うイメージ。

個別計画の点検が実施される場合、それを実施する各部会などと連携を図り、点検結果についても報告を受ける。また、点検に係る作業などでも個別計画との連携を図る(詳細は(3)参照)。

なお、個別計画による点検がない分野においても、総合政策部会による点検の範囲は、上記によることとし、総合政策部会の点検内容のバランスをとる。

各府省の自主的点検は、それぞれの環境配慮の方針に基づく施策の進捗状況について実施することとなる。点検項目については、重点点検項目との整合を図る。

#### (2) 総合政策部会での点検の流れ

各府省別の自主的点検結果報告を受けた後、重点点検項目別に点検を行う。

各府省別の報告(2回程度)、重点点検項目の分野別審議(2回程度)を経て、全体を取りまとめるイメージ。

このほか、各種アンケート調査、地方ヒアリングなどを踏まえた点検を実施(詳細は5.参照)。

(3) 各府省の自主的点検の実施及び中央環境審議会への報告の方法について

各府省から中央環境審議会への報告は、

- ・ これまでの個票に代わる各府省の自主的点検結果報告書(A)
- ・ 重点点検項目となった環境分野ごとに進捗状況やその評価・課題などの点検結果概要をまとめた総括表(B)
- ・ 施策の目標ごとに施策の進捗状況（環境配慮の方針で設定された目標に対する状況）を3段階程度で評価した評価表(C)

の3種により行う。

過去の点検で実施してきた各府省の施策の個票調査に代わり、それぞれの自主的  
点検結果の報告書の提出を受ける（様式自由）。

これに加え、重点点検項目毎に施策の全体像を把握できる総括的な票（B）及び  
施策の進捗状況が把握できる票（C）を様式を統一して作成。

統一様式を用いることで、中央環境審議会での点検作業の効率化を図る。

各府省の自主的点検も含めた点検に係る作業に当たっては、個別計画において実  
施される点検作業との連携及びその活用を図る。

#### 4. 点検における指標の活用について

点検の客観性及び国民に対するわかりやすさを高めるために、可能な限り統計指標を活用し、環境基本計画の目標達成状況、施策の進捗状況を把握する。

指標の選定に当たっては、わかりやすさ、アップデートの時期などにも留意し、目標達成の把握に相応しいものを選定。

次のような限界に留意する。

- ・環境基本計画の目標が定性的であるために、適切な指標の選定に限界がある。
- ・データの年度と施策の実施年度にズレが生じたり、毎年の状況把握が困難なものもある。

(参考)環境基本計画の進捗状況の点検結果について(平成14年7月 中央環境審議会)

##### 全般的評価

##### 2. あらゆる政策手段の活用と適切な組合せ

環境に関連する統計データは未だ十分に整備された状況にありません。統計データが存在したとしても、その取りまとめまでに時間を要するという問題点もみられません。各施策の費用効果分析だけでなく、環境政策の検討に資するためにも、その基礎となる統計情報の整備・充実を早急に図るべきであり、そのための体制づくりから考えるべきです。その際、環境問題の背後にある社会経済に関するデータについても整備が必要です。また、そうした統計情報の整備と並行して、従来から課題となっている環境に関する指標(群)づくりを進める必要があります。

##### まとめ(次回の点検に向けて)

環境基本計画の点検に当たっては、施策の目標の達成状況、未達成の原因など、きめ細かな議論が必要ですが、今回の点検については、これらが十分に把握できず、満足いく点検を実施することができませんでした。第一次環境基本計画の点検時に比べ、点検対象の絞り込みやデータ収集などについて一定の進捗がみられるものの、適切な環境情報の把握・分析を含め点検手法についてさらなる改善が必要です。

## 5 . その他の調査

国民、事業者等の取組を把握するため、アンケート調査、地方ヒアリングなど、各種調査を実施する。

アンケート調査、地方ヒアリング、パブリックコメントは、環境基本計画の点検に供する資料となるだけでなく、幅広く環境基本計画を普及啓発する機会となることに留意する。

国民、事業者、民間団体、地方自治体の取組を把握するため、以下の調査を実施。

- ・ アンケート調査

  - データの継続性、普及啓発の観点からも、引き続き実施

  - 事業者団体に替えて個別事業者への調査、新たに民間団体への調査を検討

- ・ 地方ヒアリング

  - 地方の生の声を聴く機会であり、普及啓発の観点からも引き続き実施

  - 全国で3箇所程度

  - 地方調査官事務所の活用

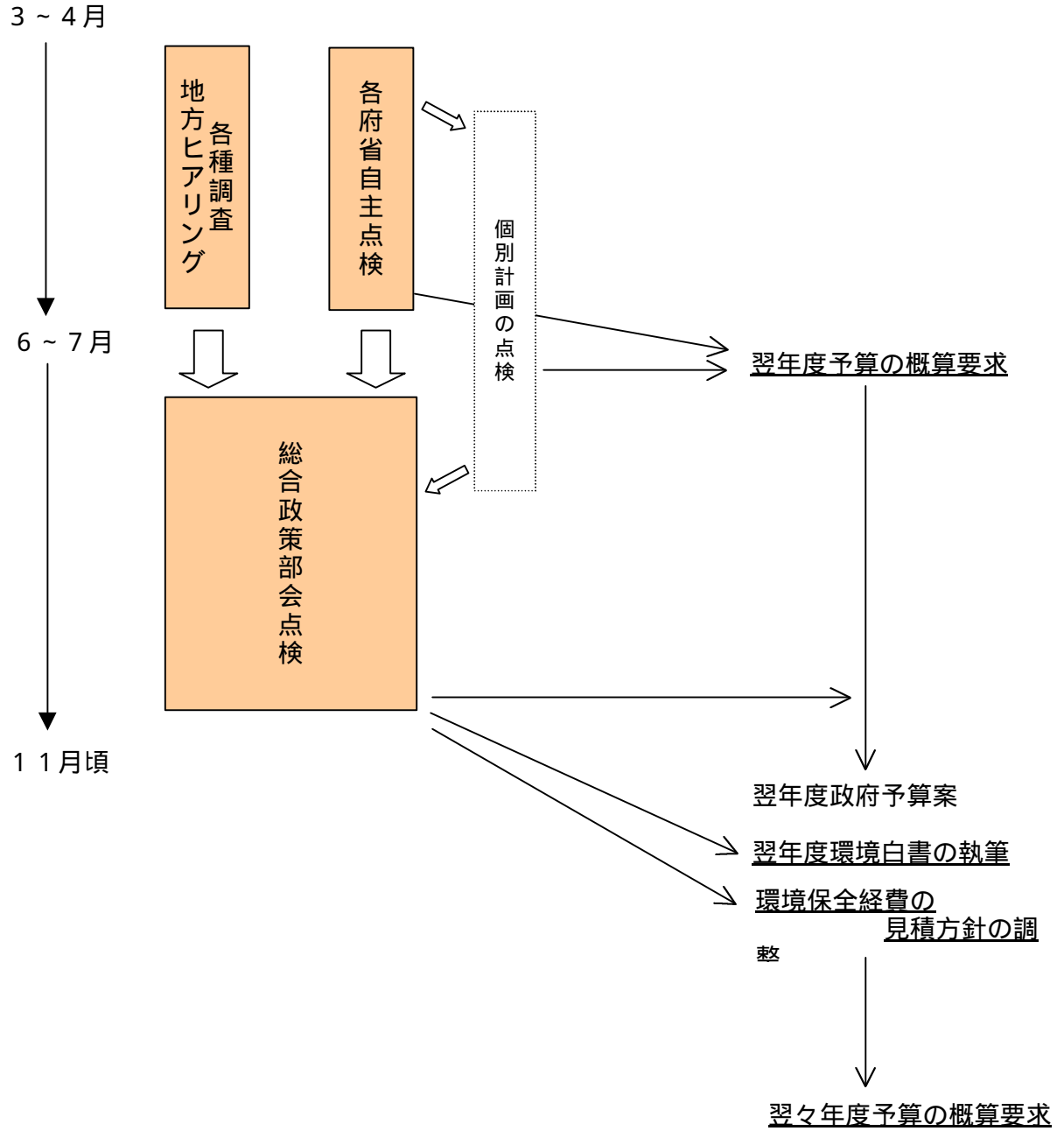
- ・ パブリック・コメント

  - 点検報告書に対するパブリック・コメントを実施

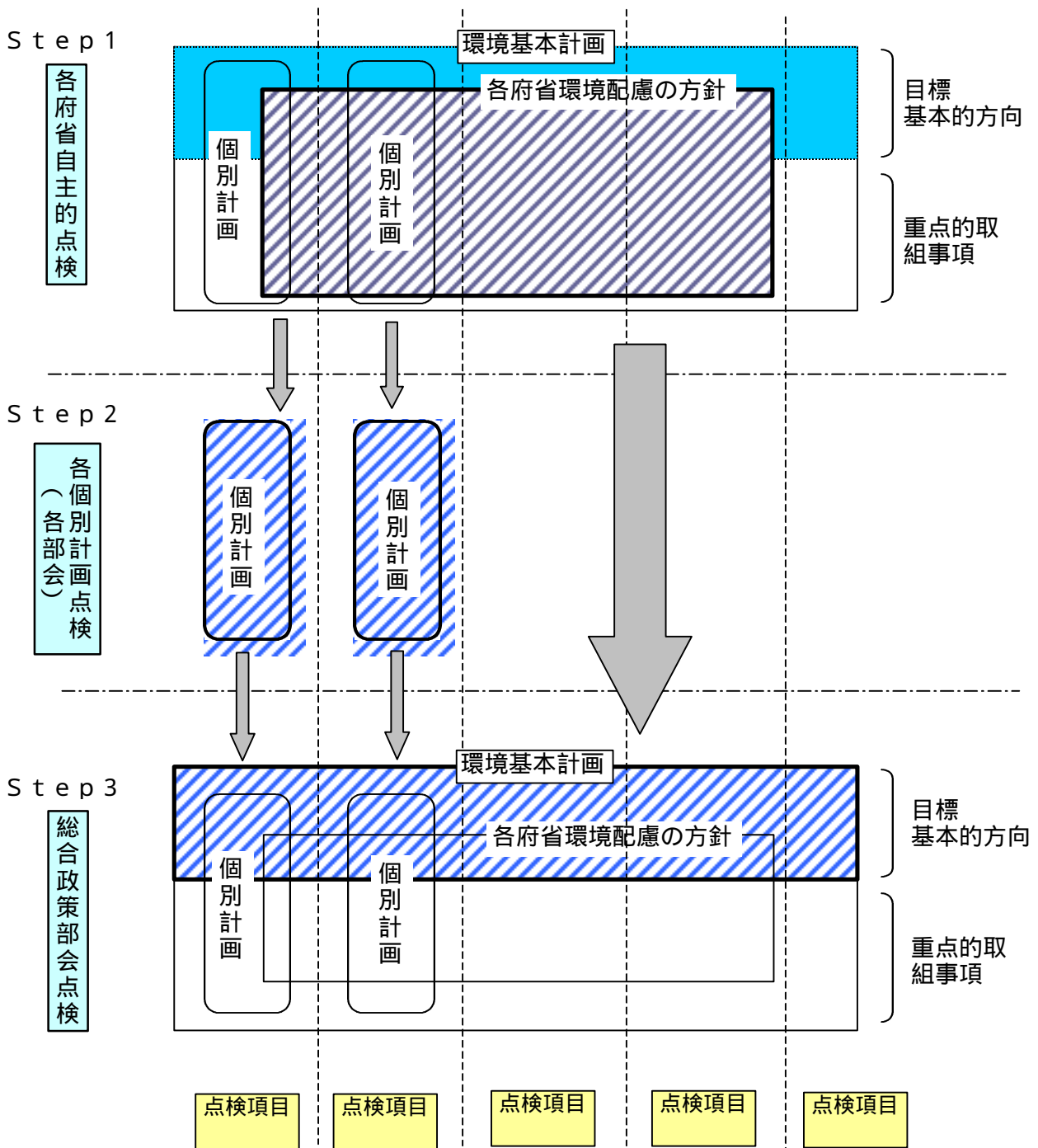
政府の施策把握の補足として、第1回点検（平成14年7月）以降の環境政策に関する主要な動きを取りまとめる。

各府省における環境配慮の方針の策定及び環境管理システムの導入に向けた取組状況を取りまとめる。

環境基本計画の点検スケジュール イメージ



# 環境基本計画の点検フロー図（イメージ）



Step 1 : 各府省がそれぞれの環境配慮の方針に基づき、自主的点検を実施。  
Step 2 : 各部会が、各府省の自主的点検を踏まえ、個別計画の点検を実施。  
Step 3 : 総合政策部会が各府省及び各部会の点検を踏まえ、環境基本計画の点検を実施。